**平成２６年（フ）第２２５２号**
大阪市生野区新今里４丁目12番３―410号
債務者　塩谷　信夫
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２２５８号**
大阪府八尾市青山町５丁目２番６―401号
橋本方
債務者　染矢美保子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２２６１号**
大阪府枚方市渚西２丁目27番14号
債務者　玉置富美子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８５号**
奈良県橿原市五井町247　介護老人保健施設万葉テラス、住民票上の住所奈良県宇陀市大宇陀小附985番地の５
債務者　塩車志げ子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第９４号**
奈良県香芝市関屋1231番地２
債務者　池浦トモヱ
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第９６号**
奈良県大和高田市南今里町２―８　ニューエスト高田206号、住民票上の住所奈良県天理市乙木町577番地
債務者　福若佐代子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１００号**
奈良県大和高田市西三倉堂２丁目３番52―117号　シティライフ高田、前住所奈良県北葛城郡広陵町大字百済1408番地
債務者　布谷　美佳
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２６年（フ）第１４号**
広島県庄原市東城町川東1460番地１
債務者　田原　久寛
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２６年（フ）第４７８号**
さいたま市見沼区大字小深作230番地５
ファミールエイト202
債務者　尾台　　学
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４７９号**
さいたま市見沼区大字小深作230番地５
ファミールエイト202
債務者　尾台　史絵
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４９３号**
埼玉県蕨市北町２丁目15番10号　サウザンド・駒103号
債務者　石山　　勉
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５２５号**
さいたま市見沼区堀崎町1484番地　竹の藤ハイツ101
債務者　神田　　洋
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第２０６号**
埼玉県草加市瀬崎２丁目47番39―607号
債務者　中廣　導子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第２４１号**
埼玉県草加市青柳５丁目27番21号、旧住所東京都町田市鶴間1453番地１　レオパレスヴァーノン205
債務者　山下絵玲菜
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第２４２号**
埼玉県春日部市内牧3119番地１　県営春日部内牧団地405号
債務者　松本ルーズこと　マツモト　ルーズ　カベザス
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１９８号**
千葉県市川市相之川１丁目20番27号　アルファーネクスト南行徳第２―201号
債務者　内田　和磨
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２６年（フ）第２８８号**
千葉市稲毛区天台６丁目12番17―606号
債務者　庄司　睦夫
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係